

学校いじめ防止基本方針（富士市立富士川第一中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。学校は、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む協同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければならない。

いじめが発見された場合には、まず第一にいじめられた生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切である。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた生徒への支援はもちろんのこと、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、速やかに対応していくことが求められている。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要である。

さらに、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることが大切になる。

以上の考えにより、本方針を策定する。

2 いじめの定義について

いじめ防止対策推進法第2条より、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

3 いじめ防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞ 毎月1回

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、
各学年生活担当

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞ 必要に応じて

構成員：いじめ防止対策委員

＋ 生徒指導支援員、生徒指導サポート員、スクールカウンセラー、PTA会長・副会長、富士警察署サポートセンター、青少年相談所、学校教育課等

＜生活指導部会＞ 毎週1回（木曜日の1限目）

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生活担当、
生徒指導サポート員 他

4 いじめ防止等のための対策

（1）人権教育の推進

①いじめが起こりにくい集団作り

○いじめが起こりにくい集団作りは、子ども理解を深め、子どもの信頼関係を築くことが基盤となる。

○いじめの発生を防ぐためには、子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団作りに努めることが大切である。

ア 教職員と子どもの信頼関係づくり

教職員と子どものとの関係は、確かな子ども理解を基盤として、教職員が一人一人の子どもに積極的に関わり、その子の良さや可能性を認める姿勢が重要になってくる。

- ・子どもの理解を深めるためには、子どもの良さや可能性、行動や心情の変化、その背景などに目を向ける。
- ・どの子どもにも関心を持って公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接する。
- ・日頃から子どもたちの学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に拾い上げ、認め、褒めることを心掛ける。
- ・悩みや不安を抱える子どもには、その子の心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助に努める。

イ 子ども同士の望ましい人間関係づくり

子ども同士の望ましい人間関係を築き、どの子どもにとっても安心して自分を表現できる集団作りに努めなければならない。

- ・協同的、体験的な活動を通して、喜びや悔しさなどを共感し合う場や機会を意図的・計画的に設定し、自他の理解を深め、互いに尊重し合う関係を築かせる。

- ・授業での誤った解答や異なる意見などは大切に扱い、そこから学ぶ姿勢や態度を育てる。
- ・一人一人の役割や活動の場を設定して、実績や成果だけでなく、取り組む姿勢や努力を互いに認め合い、たたえ合う雰囲気づくりを大切にする。
- ・定期的に学級満足度に関するアンケート等を実施し、学級集団における一人一人の実態を把握し、学級づくりの見直し、改善に生かす。
- ・班編成などを工夫し、生徒同士で望ましい関わり方が起こりやすい環境を意図的につくる。
- ・部活動においては、共通の目標に向かって努力する取組みを通して、喜びや悔しさを分かち合い、友情や連帯感などの授業とは異なる人間関係の深まりを大切にする。

②人間関係づくりプログラムの実施

- 個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること。

青年期の不安や悩みとその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会の一員としての自覚と責任、男女相互の理解と協力、望ましい人間関係の確立、ボランティア活動の意義などを考えさせる。

- ア 人間関係づくりのスキルを理解し、習得する。

- ・学年始まりの新たな集団における円滑な人間関係づくりを行えるスキルを習得する。
- ・相手の働きかけに対して適切に対応するための言語的側面、非言語的側面のスキルを習得する。
- ・相手の立場を尊重しつつ、自らの気持ち、考え、主張などを、もめることなく表現したいときに、円滑に自分の意思を伝えるためのスキルを習得する。

- イ 集団の構成員の本音をお互いが受け入れていく温かな人間関係を育む。

- ウ 自分を取り巻く環境から生ずるストレスに対して、自分の中で適切に対処・対応していくスキルを習得する。

- 実施学年

全学年

- 実施時間数

各学年 4 時間のプログラムを実施する。

③「いじめ」をテーマとする教育の実践（道徳教育の充実）

- 学活や道徳の授業において「いじめ」やそれに関するテーマを設定し、生徒同士で考え議論する場を設ける。また、道徳の授業の充実化を図る。

④学級満足度調査の実施と活用（6 月、11 月）

- 実施後の結果についての分析を必ず行い、支援が必要な生徒については具体的な手立てを考え実行する。（1 年生は Q U ・ S E L）

⑤ S C との情報共有や活用

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

生徒会による実践

① 目的・ねらい

生徒一人一人が活躍する活発な生徒会活動を通して、自己有用感を高めると共に、お互いに支え合う関係を作ること、いじめの問題が起これにくい学校環境を作る。

② 実践（時期、対象、方法、工夫、配慮等）

ア 時期

1年間を通して活動を積み重ねていく中で、温かい仲間のつながりを作る。

イ 生徒会活動を通して育成したい生徒の姿

- ・生徒会ボランティア活動に積極的に参加する生徒。
- ・行事に積極的に取り組む生徒。
- ・生徒会総務や専門委員会からの呼びかけに応える生徒。

ウ 方法

生徒会総務と専門委員会からのボランティア活動参加の呼びかけを数多く設定し、100%の参加率を目指す。例えば、以下に示すようなものである。

生徒会総務から→ 生徒会チャンネル（放送）を通して生徒同士の心の交流を図る。

協力することが仲間同士の支え合いにつながることを訴える。

専門委員会から→ 週末の上履き持ち帰り・あいさつ運動への参加・給食着の100%着用呼びかけ・週末美化活動の呼びかけなどを行っている。

どの活動においても、楽しく全員が参加することや、お互いの活動を励まし合い、支え合うことを目標にしている。つまり、生徒会の活動実践や活動への協力を通して、お互いにとって居心地がよい空間を作ることができ、それがいじめのない学校環境を作る道につながると考え進めている。

エ 成果（生徒又は保護者の様子、数量的な成果等）

- ・学級や生徒会活動で、自分の役割を意識して行動している。80.4%
- ・学校での人間関係はうまくいっている。80.1%
- ・生徒会VS活動などの取り組みに積極的に参加している。80.9%

（R8メンタルセルフチェックより）

生徒会活動をみんなで頑張っているという意識が緊密な人間関係作りを高めている。活動の様子からさらに数値が上がることを期待できる。

(3) 配慮を要する生徒への支援

特に配慮が必要となる生徒については、日常的に特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

(4) 保護者や地域への啓発

①保護者会や学級懇談会等で、「なやまないで！」（富士市教育委員会発行）、「いじめのサイン発見シート」（文部科学省発行）等の資料を配付する。また、長期休業前には、各相談窓口の紹介を生活のしおりに記載する。

②家庭・地域との横の連携

- ・「学校だより」や「学校ホームページ」等を利用し、教育方針や生徒指導方針、子どものあらわれ等の情報を家庭や地域に発信し、教育に対する理解と協力を得る。
- ・家族との情報交換を通して、子どもの家庭環境を理解し、家庭との協力関係を築く。
- ・地域とも子どもの情報を交換すると共に、日頃から連携を深めておく。

③地域ボランティアとの連携

- ・朝の登校状況で気になることの連絡をしていただく。

(5) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。ＳＣも活用し、教師の人権意識向上に努める。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を行う。

(6) いじめの早期発見・早期対応

①生徒が出すサイン

- ・日常の学校生活と比べて表情や言動に変化がないか注目する。
- ・学級のもつ雰囲気注目する。
- ・他の生徒との関係で気になる言動や表情に注目する。
- ・特定の生徒への対応の違いに注目する。
- ・特にサインがなくても、日常の生徒間の何気ないやりとりをよく観察する。
- ・上記で気づいたことを、職員間で情報共有を行う。
- ・気になることがあった場合、生徒を指導した場合はすぐに学年の生活担当、学年主任に報告、学年の生活担当は生徒指導主事に報告する。

②教育相談の実施

教育相談は、生活アンケートを全校で実施し、生徒の実情に応じて実施していく。アンケート結果は、委員会で情報を共有し、対策を検討する。

ア 年3回実施（6月、12月、2月）

イ 学級担任はアンケート結果を把握し、相談の必要性のある生徒や相談を希望している生徒を把握する。

- ウ 担任以外の教師やＳＣに相談希望がある場合、アンケート内容や日常生活の様子などの情報を相談を受けてもらう職員へつなぐ。
- エ 相談場所：相談室、学習室、会議室、小会議室、コンピューター室など。
- オ 担任によるメンタル・セルフ・チェックの実施
毎月１回実施する。実施後、必要な生徒については教育相談を実施する。
必要に応じて、委員会で対策を検討し、対応する。

③人間関係づくりプログラムやＱ－Ｕ。

- ・人間関係づくりプログラムを含むソーシャルスキルトレーニングを実施する。
- ・Ｑ－Ｕの実践後はそのデータに基づき、支援が必要な生徒に対して具体的な手立てを考え実行する。
- ・Ｑ－Ｕの結果については、小中合同で分析を行う。

④保護者や地域の方々からの情報収集。

学校開放日の設定や学校アンケートを実施する。

⑤いじめ防止対策委員会の定期的な実施。

原則として毎月１回行うものとする。

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

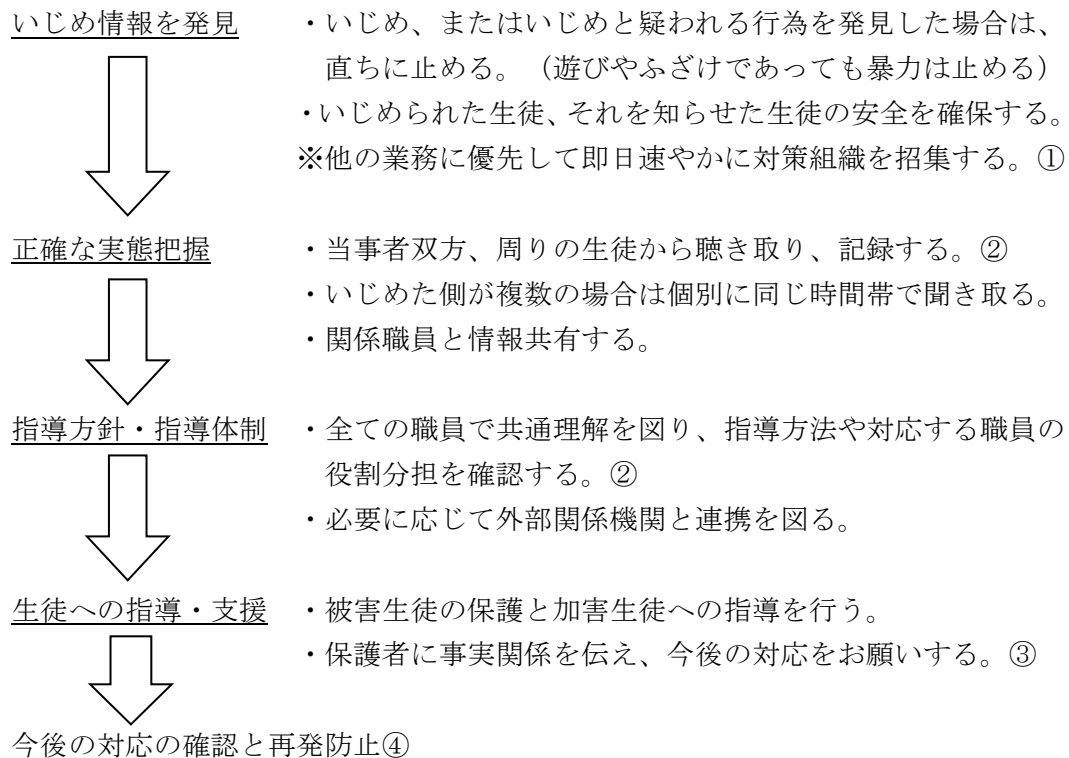
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

(8) いじめに対する措置

いじめ発見時の対応の流れ



①委員会の招集

- ・問題対応のためのケース会議の開催。
- ・委員会メンバーを中心に、事案に応じて柔軟に編成し、協議を行う。ケース会議は問題解決まで継続的に行う。

②多方面からの情報収集による全体像の把握。

- ・関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認。
 - 「いじめられた生徒」の話を元に、「いじめた生徒」「周囲の生徒」「関わりのある教職員」「保護者」から、「何があったのか」を聞き取りや記録などを元に情報収集する。
- ・いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画の決定。
 - 聞き取った情報（発生日時、発生場所、内容等）を一元化し、「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握してから、これに基づきケース会議で具体的な対応方針や指導計画等の決定を行う。
 - いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲の生徒への指導、保護者への対応、関係機関や地域との連携を、いつ、誰が、どのように行うのかを決め、全職員に周知する。

③解決に向けた支援と指導

ア いじめられた生徒への支援

- ・最も信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を本人に伝える。
- ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てる。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。

イ いじめた生徒への指導

- ・いかなる事情があってもいじめは許されないこと（深刻さ）を伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

ウ 周囲の生徒への指導

- ・はやし立てや見て見ぬふりをするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

エ 保護者への対応

- ・保護者に直接会って事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

④経過観察と再発防止に向けて

- ・継続的な経過観察による追加支援

「解決したと思ったいじめが継続していた」、「立場が逆転して再発した」等の事例もあるため、保護者と連携しながら生徒への経過観察を行い、必要に応じて委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援を検討していく。また、次の学年や進学先等への引き継ぎにも配慮する。

- ・再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

これを機に、学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築する。

(9) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

②校内の組織体制と役割分担

<校長・教頭>

- ・校内の統制と指揮
- ・学外への緊急支援要請
- ・危機対応経過の整理
- ・教職員の健康チェック
- ・臨時保護者会の開催
- 等

<教務>

- ・校長、教頭の補助
- ・授業変更等の措置
- ・保護者・地域との連携
- 等

<生徒指導担当>

- ・全校生徒への対応
- ・現場での実践的対応
- ・警察等関係機関との連携
- 等

<学年・学級担当>

- ・個々の生徒への対応
- ・保護者への連絡
- ・教室でのケア
- 等

<養護教諭・教育相談担当>

- ・応急処置と心のケア
- ・スクールカウンセラー、医療機関との連携
- 等

<その他の分掌>

- ・教職員間の連携と補助
- ・臨機応変な対応
- 等

別紙1 いじめの問題への取組に関するチェックポイント〔管理職用〕

〔日々の体制〕

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を共通理解する職員会議等を設けている。
- ☐ 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい、風通しの良い環境づくりに努めている
- ☐ いじめが発見された際、情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- ☐ いじめアンケートの結果はすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- ☐ いじめアンケートの項目や実施方法について、学校いじめ対策組織で検討している

〔計画的実施〕

- ☐ 学校いじめ対策組織の会議を定期的実施している
- ☐ いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- ☐ いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を学校ＨＰに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- ☐ いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- ☐ 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している

別紙2 いじめの問題への取組に関するチェックポイント〔教職員用〕

〔自身の行動〕

- ☐ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- ☐ 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている児童生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- ☐ いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- ☐ 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- ☐ 学校いじめ対策組織のメンバーを知っている
- ☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- ☐ 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんなに小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- ☐ 少しでもいじめが疑われたら、決められた担当者に報告している
- ☐ いじめアンケートの回答は、その日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している
- ☐ 教育相談で、少しでもいじめが疑われる内容が聞かれた場合は、その日のうちに他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- ☐ 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、普段から指導している
- ☐ 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- ☐ 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

〔自身の行動〕

- ☐ 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- ☐ 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- ☐ 連絡帳・生活ノート・班ノート等を確認している
- ☐ 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- ☐ できるだけ休み時間等も子どもたちと一緒にいるよう心がけている
- ☐ 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認するなど、子どもたちの活動の見届けを行っている
- ☐ 休み時間等に子どもたちへの声かけをしている

〔情報共有〕

- ☐ 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- ☐ 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- ☐ 養護教諭と情報共有をしている
- ☐ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有をしている
- ☐ いじめに関する研修の内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- ☐ 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- ☐ 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- ☐ 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- ☐ 子ども同士のあだ名や呼び方に気を配っている
- ☐ 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- ☐ 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- ☐ 教室の子どもの机の中、ロッカー、靴箱を確認している
- ☐ 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- ☐ 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

別紙 4

いじめ発見のチェックポイント

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

いじめられている子

- ◆ 日常の行動・表情の様子
 - ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
 - ☐ おどおど、にやにや、へらへらしている
 - ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
 - ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
 - ☐ 表情が暗く、元気がない
 - ☐ 早退や一人で下校することが 増える
 - ☐ 遅刻・欠席が多くなる
 - ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
 - ☐ ときどき涙ぐんでいる
 - ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ◆ 授業中・休み時間
 - ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
 - ☐ 一人でいることが多い
 - ☐ 班編成の時に孤立しがちである
 - ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
 - ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
 - ☐ 教職員の近くにいたがる
 - ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ◆ 昼食時
 - ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
 - ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
 - ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
 - ☐ 食べ物にいたずらされる
- ◆ 清掃時
 - ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
 - ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ◆ その他
 - ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
 - ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
 - ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
 - ☐ 理由もなく成績が突然下がる
 - ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
 - ☐ 服に靴の跡がついている
 - ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
 - ☐ 手や足にすり傷やあざがある
 - ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
 - ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う